

府分推第126号
総行行第353号
令和4年12月20日

各府省地方分権担当局長 殿

内閣府地方分権改革推進室長
(公印省略)
総務省自治行政局長
(公印省略)

計画策定等を含む法律案等に関する地方自治法第263条の3第2項の連合組織への
早期の情報提供について (依頼)

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度閣議決定された「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)においては、「計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。」と記載されたところです。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第2項の連合組織(以下「長又は議長の全国的連合組織」という。)に対する同条第5項の規定に基づく事前情報提供制度については、別添のとおり「地方自治法第263条の3第5項の規定に基づく事前情報提供制度の適切な運用について」(令和2年6月19日付総行行第153号)において各府省宛て依頼がなされているところですが、改めて、この度の閣議決定を受け、計画策定等を含む法律案等に関する立案について、内閣府からの意見が反映できるよう十分に余裕を持った段階での事前相談を行うことに加え、国における施策の立案段階で地方公共団体の意見が反映される仕組みを確保することが重要であることから、事前情報提供制度の趣旨も十分に踏まえつつ、長又は議長の全国的連合組織への情報提供をお願いします。当該連合組織の意見を踏まえた法律案等の修正等が可能な時期に情報提供されることが重要であり、例えば、法律案について、審議会等の答申を受けた場合、当該答申を踏まえて法案化する旨を当該答申とともに通知する等、情報提供の時期や方法については、適切な対応を行うことをお願いします。

また、審議会等に地方公共団体の長等が構成員として参加しており、答申の作成段階で意見を聞いているような場合であっても、改めて長又は議長の全国的連合組織への情報提供をしていただくようお願いします。

今後、各府省におかれては、この趣旨を十分に踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

総行行第 153 号
令和 2 年 6 月 19 日

各府省庁文書担当課長 殿

総務省自治行政局行政課長

地方自治法第 263 条の 3 第 5 項の規定に基づく事前情報提供制度の適切な運用について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 2 項の連合組織（以下「長又は議長の全国的連合組織」という。）に対する同条第 5 項の規定に基づく事前情報提供制度は、長又は議会の全国的連合組織が、事後ではなく事前に法律案等の内容を知りうることを制度的に担保するものとして創設され、本制度に基づく情報提供の時期や内容、方法等については、各大臣が本制度の趣旨を踏まえ適切に判断するものであり、「地方自治法第 263 条の 3 第 5 項の連合組織に対する情報提供制度の適切な運用について」（平成 20 年 10 月 31 日付け総行行第 148 号自治行政局長通知。以下「通知」という。）（別添 1）及び「地域主権推進大綱」（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）（別添 2）を踏まえた対応が行われていることと存じます。

他方、令和 2 年 5 月 19 日に開催された国と地方の協議の場における地方 6 団体提出資料（別添 3）においては、「国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方団体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方団体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる」との認識が示され、また、本制度の運用について、「地方が役割を担う施策について、地方への情報提供を迅速に行うとともに、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については早期に地方と協議すること。」との指摘がなされています。

通知の 3 のとおり、同項にいう「新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策」には、施策を行うかどうかは地方公共団体の裁量によるが、施策を行う場合には事務又は負担の義務付けがあるものも含まれるものであり、本制度の趣旨を踏まえた適切な措置を講じられるよう、通知の 4 及び 5 で示した対応例等も十分参照の上、改めて格別の御配慮をお願いいたします。

なお、長又は議長の全国的連合組織の情報提供制度に関する窓口は別紙のとおりでありますので、お知らせいたします。

事前情報提供制度に関する窓口

○全国知事会

調査第一部

住所：〒102-0093 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館6階

電話：03-5212-9130

FAX：03-5212-9129

E-mail：CHO1ADM@nga.gr.jp

○全国都道府県議長会

調査部

住所：〒102-0093 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館5階

電話：03-5212-9157

FAX：03-5212-9159

E-mail：webmaster@gichokai.gr.jp

○全国市長会

企画調整室

住所：〒102-8635 千代田区平河町2-4-2 全国都市会館4階

電話：03-3262-2312

FAX：03-3263-5483

E-mail：kikaku@mayors.or.jp

○全国市議会議長会

政務第一部

住所：〒102-0093 千代田区平河町2-4-2 全国都市会館6階

電話：03-3262-5235

FAX：03-3263-5751

E-mail：daihyou@si-gichokai.gr.jp

○全国町村会

広報部

住所：〒100-0014 千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内

電話：03-3581-0486

FAX：03-3580-5955

E-mail：kouhou@zck.or.jp

○全国町村議会議長会

企画調整部

住所：〒100-0082 千代田区一番町2-5 全国町村議員会館4階

電話：03-3264-8182

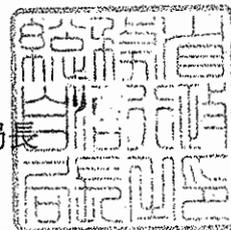
FAX：03-3264-6204

E-mail：kikaku.giji@nactva.gr.jp

総行第 148 号
平成 20 年 10 月 31 日

各府省官房長 殿

総務省自治行政局長



地方自治法第 263 条の 3 第 5 項の連合組織に対する情報提供制度の
適切な運用について

平成 18 年 6 月 7 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号。）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 263 条の 3 第 2 項の連合組織（以下「長又は議長の全国的連合組織」という。）に対する情報提供制度（以下「本制度」という。）が創設されています（自治法第 263 条の 3 第 5 項）。

しかしながら、本制度の対象となると考えられる法律案等について、必要な情報提供が行われていない、意見提出を行うための配慮が十分になされていない場合などがあるところです。また、このことについては、先般、長又は議長の全国的連合組織から当職に対し、改善を図るための必要な措置を講じるよう要請がありました。

つきましては、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、本制度の趣旨を踏まえた適切な措置を講じられるよう、改めて格別の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 自治法第 263 条の 3 第 5 項により、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、長又は議長の全国的連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとされていること。
- 2 本制度は、国における施策の立案にあたっては、地方の自由度を確保・拡大していくことが必要であり、また、実際に事務処理を行う地方公共団体の意見を取り入れることによって国においてもより適切な制度の構築が可能となることから、長又は議長の全国的連合組織の意見申出の制度が設けられていることを踏まえ、当該連合組織が、事後ではなく事前に法律案等の内容を知りうることを制度的に担保するものであること。

- 3 自治法第263条の3第5項にいう「新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策」には、施策を行うかどうかは地方公共団体の裁量によるが、施策を行う場合は事務又は負担の義務付けがあるものも含まれるものであること。
- 4 自治法第263条の3第5項にいう「適切な措置」とは、長又は議長の全国的連合組織に対する事前の情報提供であり、その時期や方法は、各大臣が本制度の趣旨を踏まえ適切に判断するものであること。特に、情報提供の時期としては、法律の規定の趣旨に鑑み、長又は議長の全国的連合組織が法律案又は政令案の内容を知り、それに意見を提出した場合、必要な反映が可能な時期が望ましいこと。例えば、法律案について、審議会等の答申を受けた場合、当該答申を踏まえて法案化する旨を当該答申とともに通知する方法等があること。
- 5 情報提供の内容についても、長又は議長の全国的連合組織の意見申出の制度が設けられていることを踏まえ、当該連合組織が、事後ではなく事前に法律案等の内容を知りうることを制度的に担保するとの本制度の趣旨を十分に踏まえたものとなるよう、各大臣が適切に判断するものであること。例えば、情報提供に際して、施策の概要等の関連資料を添付する方法等があること。

地域主権推進大綱（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）抜粋

第 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

2 今後の課題と進め方

(2) 今後の義務付け・枠付けの見直し

(略)

将来的にも義務付け・枠付けの見直しの実効性を担保するため、各府省においては、以下のとおり対応するものとする。

(略)

- ・ 国における施策の立案段階で地方公共団体の意見が反映される仕組みを確保することが重要であることから、事前情報提供制度（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 5 項）の趣旨を十分に踏まえ、対象となる施策の立案について、地方公共団体の全国的連合組織への情報提供を徹底することはもとより、当該連合組織の意見を踏まえた法律案の修正等が可能な時期に情報提供されることが重要であり、例えば、法律案について、審議会等の答申を受けた場合、当該答申を踏まえて法案化する旨を当該答申とともに通知する等、情報提供の時期や方法については、適切な対応を行うこととする。

「骨太方針の策定等について」（国と地方の協議の場（令和2年5月19日）
配布資料（地方六団体提出資料））抄

□ 地方分権改革の着実な推進

- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方団体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方団体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。（後略）

（中略）

- 地方自治法第263条の3の規定に基づき、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする事前情報提供制度等が設けられており、その趣旨を十分に踏まえ、地方が役割を担う施策について、地方への情報提供を迅速に行うとともに、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については早期に地方と協議すること。